

犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の構造及び設備に関する指針

【目的】

この指針は、条例第11条第1項の規定により、道路、公園、駐車場及び駐輪場(以下「道路等」という。)の構造及び設備に関し、参考となる事項を示し、もって市民等を犯罪被害から守ることを目的とする。

【基本的な考え方】

- 1 この指針は、道路等の設置者、管理者等に対し、道路等の防犯性の向上に
関し参考となる配慮事項や手法等を示すものである。
- 2 この指針に示す項目の適用については、道路法等の関係法令やその他の制
約等を踏まえて、運用するものとする。

また、住宅敷地内に設置される駐車場及び駐輪場については、犯罪の防止
に配慮した住宅の構造及び設備に関する指針を適用するものとする。

- 3 この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直
すものとする。

【配慮すべき事項】

- 1 道路
 - (1) 必要に応じて、防護柵、植栽、縁石等による歩道と車道を分離すること。
 - (2) 道路(植栽を含む)やその周辺の空き地や草むらなどは、行政や市民、
事業者が協働して、見通しを確保するための措置をとること。
 - (3) 防犯灯等により、必要に応じて夜間において人の行動を視認できる程度
以上の照度(注1)を確保すること。
 - (4) 地下道、高架下等の犯罪発生の危険性が高い道路においては、必要に応
じて警報装置等(注2)を設置すること。
- 2 公園
 - (1) 植栽については、園路に死角をつくらない配置と下枝の剪定等を行うこと。
 - (2) 遊具については、周辺から見通すことができる配置とすること。
 - (3) 公園内に警報装置等(注2)を必要に応じて設置すること。
 - (4) 園路における公園灯等により、必要に応じて夜間において人の行動を視認
できる程度以上の照度(注1)を確保すること。
 - (5) 公園内に便所を設置する場合は、次の事項に配慮すること。
 - ① 園路又は道路から近い場所等周囲からの見通しが確保された場所に設
置すること。
 - ② 警報装置等(注2)を必要に応じて、各個室等に設置すること。

- (3) 建物の入口付近及び内部においては、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注3）を確保すること。
- (6) 維持管理への住民参加と公園利用者の防犯対策に配慮すること。

3 駐車場及び駐輪場

- (1) 外周を柵等により、周囲と区別し、柵等の設置に当たっては、防犯上、周囲からの見通しの確保について考慮すること。
- (2) 見通しが悪く、死角が多い箇所にはミラー等を設置すること。
- (3) 管理者が常駐し、若しくは巡回し、又は防犯カメラその他の設備の設置その他の防犯対策を講ずること。
- (4) 地下又は屋内の駐車場については、駐車の用に供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上の照度を確保すること。

また、屋外の駐車場及び駐輪場については、周辺状況等を考慮し、必要に応じて、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（注1）を確保すること。

- (5) 駐輪場においては、チェーン用バーラック、サイクルラック等の設置等、自転車又はオートバイの盗難防止に有効な措置すること。

注1 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度（平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。）がおおむね3ルクス以上）をいう。

2 警報装置等は非常ベル、赤色灯、緊急通報装置の設備をいう。

3 「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度（平均水平面照度がおおむね50ルクス以上）をいう。